

令和3年8月30日

豊見城市立小中学校 保護者各位

豊見城市教育委員会

学習者用端末等借用同意書について

豊見城市教育委員会令和元年度より「GIGA スクール構想」の実現に向けて児童生徒用端末を整備しております。整備した端末について、新型コロナウイルスの影響による学校の臨時休業時に学びの保障に役立つための端末の貸与を行います。つきましては、下記取扱注意事項及びQ&Aをご確認のうえ、ご記入願います。

●家庭における端末取扱注意事項

- 貸出期間は、分散登校が終わるまでとします。分散登校が終わりましたら学習者用端末及び充電アダプタを遅滞なく学校へ返却して下さい。
- ご家庭での端末利用に伴う通信運搬費及び充電に伴う電気代はご家庭負担になります。
- 公序良俗に反することや、また貸し・転売等の違法行為はもとより、児童生徒の生活リズムを極端に崩すような使用はしないでください。
- 児童生徒端末には有害なサイトを覗けないようにするフィルタリングが施されておりますが、万全なセキュリティというものはありません。ご家庭でも情報モラルに対する教育をお願いします。
- 端末は「だれが」「どんなことを」「どのくらい」使ったのか確認ができます。生徒指導に係る事案が発生した場合、調査のため、学校から保護者へ連絡することがあります。
- 端末の故障及び破損に係る費用について、原則として豊見城市教育委員会が負担しますが、故意または重大な過失がある場合、ご家庭負担による修理や買い直しを求めることがあります。
- 故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、勝手に修理せず、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従って下さい。盗難の場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- 精密機械です。丁寧・適切な取り扱いをお願いします。
- Q&Aについてはこちらをご覧ください。

<https://drive.google.com/file/d/18b7FSZz-Ya1NQJFrBMt-oAWgGAtxUhQF/view?usp=sharing>

令和 年 月 日

学習者用端末等借用同意書

(あて先) 豊見城市 教育長

学習者用端末 充電器

上記の機器を借用するにあたり、「家庭における端末取扱注意事項」を確認し、端末の借用に同意します。

豊見城市立 学校

年 組 番 児童生徒氏名